

価格安定課 NEWS

肥育牛経営の安定のために 新しい助成事業が誕生します!

—肉用牛肥育経営安定対策事業の概要—

肉用牛肥育経営は、素牛の導入から肥育牛の出荷まで、一定期間を要することから、素牛価格と枝肉水準によっては経営の悪化が懸念されます。

また、肥育素牛及び牛肉枝肉の市場価格の動向は、それぞれの県によって異なることから収益性についても各県において差異があります。

このような状況に対応するため、平成13年4月より、新たに「肉用牛肥育経営安定対策事業」がスタートする運びとなりました。

なお、これにより全国肉用牛肥育経営安定緊急対策事業(全国マル緊事業)及び地域肉用牛肥育経営安定対策事業(地域マル緊事業)は、平成12年3月末日をもって終了します。

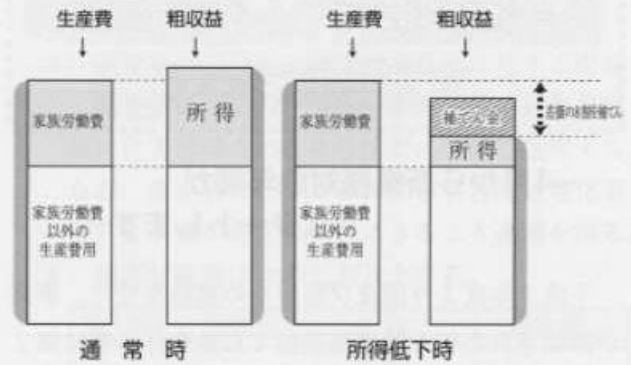
1. 事業の目的

肉用牛肥育経営の安定を図るため、生産者の積立と国からの助成により「基金」を造成し、肥育牛経営の収益性が悪化したときに家族労働費を補てんすることにより経営の安定を図ります。

2. 事業の内容

県ごとに肥育牛1頭当たりの四半期推定所得が平均家族労働費を下回った場合に、その水準に応じて肥育牛生産者補てん金を交付します。

- (1) 基金造成割合 国3/4、生産者1/4
- (2) 業務対象年間 3年間(平成13年度~15年度)
- (3) 発動基準 地域の直近3カ年の平均家族労働費(全国平均を上限)
- (4) 補てん割合 発動基準と四半期推定所得との差額分の8割
- (5) 品種区分 ①黒毛和種
②交雑種
③乳用種
- (6) 生産者積立金 各県ごとに設定



3. 事業の実施方法

(1) 補てん金交付契約

この事業に参加しようとする肥育牛の生産者は、協会と平成13年度~15年度までの補てん金交付契約を締結していただきます。

(2) 肥育牛の個体登録と積立金等の納入

契約生産者は、導入又は自家産の牛を肥育牛として飼養し、契約肥育牛としたい時は、満14ヵ月令までに個体登録の申込みをし、事務委託先は満17ヵ月令までに現地調査のうえ、個体登録申込書を協会へ提出し併せて積立金及び手数料を納入していただきます。

(3) 補てん金交付

個体登録を行った契約肥育牛が出荷販売された四半期に交付の発動があった場合、交付対象牛の頭数に応じて補てん金を交付します。

(4) 事務の委託

関係書類の取りまとめ及び現地確認等は、農協、配合飼料価格安定協会等に事務を委託して事業実施を図ります。

※ 保険設計(積立金の額等)及び具体的な契約の取りまとめ時期については、現在国等と協議中ですので、決定した時点で速やかにご案内します。



肥育豚価格差補てん金交付事業の 加入推進について

—4月から新業務対象年間で スタートします—

平成7年度より国及び県からの補助を受け、事業が開始された肥育豚価格差補てん金交付事業は第2業務対象年間の3年間の契約が今年3月末日をもって終了し、今年4月より新しい業務対象年間（契約期間）がスタートする運びとなりました。

つきましては、現在加入の生産者の方は継続加入を、また未加入の生産者の方は是非この機会に加入され養豚経営の安定にお役立てください。

1. 事業の仕組み



(1) 補てん金の交付

協会が算定する標準取引価格が保証基準価格を下回ったときに、月ごとに補てん金を交付します。

1頭当たり補てん金の額は、1kg当たり価格差に基準枝肉重量の73kgを乗じて得た額とし、個々の出荷豚の大小、品質及び販売価格に関係なく、補てんを要する月に販売された補てん対象の肥育豚に一律に交付されます。

(月の補てん限度頭数は、年間契約頭数の12分の1以内とします。)

【1頭当たり補てん金の算式】

$$(\text{保証基準価格} - \text{標準取引価格}) \times 73 \text{ kg}$$

(2) 保証基準価格の決定と標準取引価格の算定

- ① 保証基準価格は、県内における肥育豚の生産条件、需給事情等を考慮し各年度の始めに定めます。
- ② 標準取引価格は、東京、横浜及び大宮市場の「上」物の平均価格とし、月ごとに算定します。

2. 加入の手続き

業務対象年間の開始時に補てん金交付契約を締結していただきます。

- (1) 契約の対象豚は、契約生産者が生産し、出荷販売する肥育豚を契約の対象とします。
- (2) 契約の期間は、平成13年4月から16年3月までの3年間です。

特別な場合を除き、期間中の中途解約又は加入は出来ません。

- (3) 生産者は、契約会員（農協、全農県本部または配合飼料価格安定基金協会）のいずれか1団体を窓口として、利用契約を締結していただきます。

3. 積立金及び手数料の納入

契約生産者は、次の積立金及び手数料を契約頭数に応じて協会からの請求に基づき納入していただきます。

(1) 積立金の額

協会は、業務対象年間開始時に契約1頭当たりの積立金の額を定めます。

なお、積立金に対して県より補助金が1頭当たり約90円交付される見込です。

(2) 手数料の額

- ① 農協、全農県本部の場合……10円/頭
- ② 配合飼料基金協会の場合……20円/頭

※ 保証基準価格及び生産者積立金の額等について、現在国と協議中でありますので、決定した時点で速やかにご案内します。